

至誠館大学個人情報保護委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人菅原学園至誠館大学（以下「本学」という。）が、個人情報保護規程第12条に基づき個人情報の適切な保護に資することを目的として、個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）を設け、その必要な事項を定める。

(会議の機能)

第2条 委員会は、次の各号に関することを審議する。

- (1) 本学における個人情報の保護に係る施策に関する事項
- (2) 本学における個人情報の収集、利用、提供、開示、訂正等について、個人情報保護管理者（以下「管理者」という。）から付議された事項
- (3) その他本学における個人情報の保護に関する重要事項

2 委員会は、前項に規定する事項について審議する場合においては、必要に応じ、関係する職員等に対し、意見を求めることができる。

(委員)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学部長
- (2) 教務部長
- (3) 学生部長
- (4) 附属図書館長
- (5) 情報教育センター長
- (6) 事務局長
- (7) 事務局次長
- (8) 事務局総務課長
- (9) 管理者の指名する者 若干人

(委嘱及び任期)

第4条 委員会の委員は、学長が委嘱する。

2 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に、委員長を置き、委員長は学部長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(議事)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席により成立する。

2 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

(事務処理)

第7条 委員会に関する事務は、事務局総務課において処理する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日より施行する。

制定 令和4年4月1日